

健康増進法の一部改正に伴う受動喫煙対策について

愛媛県県民文化会館

日頃より、愛媛県県民文化会館の運営にご協力くださりありがとうございます。

2018年7月に健康増進法の一部を改正する法律が成立し、2020年4月1日から全面施行されます。この法律により、施設管理者には施設利用者が望まない受動喫煙を防止する措置・配慮が義務として課せられました。

このことを踏まえ2020年1月1日より別館を敷地内禁煙とさせていただいていますが、本館においても2020年4月1日のリニューアルオープン以降はレストラン・宴会会場・楽屋なども含め、屋内全面禁煙とさせていただきます。

つきましては、当館で喫煙できる場所は本館建物の屋外西の1か所のみとなります。

ご利用者の皆様にはご承知いただき、愛煙家の皆様にはご不便かとは存じますが、同法の趣旨をお汲み取りいただきご理解ご協力くださいますようお願い申し上げます。

